

## ○議案第 61 号 守口文化センター条例の一部を改正する条例案

### □□□審議経過□□□

#### ＝市民環境委員会委員長報告＝

御報告申し上げます。

本案は、守口文化センター 1 階に設置していた喫茶室スペースについて、目的外使用を許可していたが、近隣の環境変化などにより用途を限定した使用希望者を募る合理性が乏しくなったことから、他の業種も含めた幅広い活用が可能となるよう事業者の公募を行うため、所要の改正を行おうとするものであります。

本委員会といたしまして審査を行いました結果、当該施設については駅周辺に位置していることから、市民の利便性やにぎわい創出の一助となるよう様々な事業者への周知に努められたいこと。

なお、喫茶室スペースについては、平成 30 年 3 月に前使用者が退去して以降、約 4 年半以上空室が続いていることを指摘したところである。市として、周辺環境や社会情勢の変化なども踏まえつつ、慎重かつ適切に対応する必要はあろうが、今後、他の施設において、でき得る限り早期に活用方法が検討されるよう意を配されたいとの希望意見を付し、満場一致をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、委員長報告といたします。